

大切な事業を未来へつなぐ

日本企業の約99%を占める中小企業は、日本経済を支える重要な存在だ。雇用の受け皿としての役割も大きい。しかし、中小企業の経営者の多くが事業承継に課題を抱えているとされる。後継者がいないことから廃業を余儀なくされる例も増えてきた。手塩にかけて育ててきた事業を未来へつなぐにはどうすればよいか。オーナー社長は専門家に相談しながら、早期かつ効果的な対策を講じることが求められる。

対策しなければ廃業の恐れも

日本企業では経営者の高齢化が進んでいる。全国の経営者の平均年齢は60歳前後に達しているとされ、近い将来多くの企業が事業承継のタイミングを迎える。

しかし、具体的な事業承継対策を実施している企業は決して多くない。毎日の業務で手一杯の場合もあれば、「先の話だからまだ考えなくてよい」と話題にしていくなど、様々な事情で先送りにしている例が多いようだ。

何の対策もしないままオーナー社長に万一件があるが、相続が発生する事態になれば、残された家族や従業員にかかる恐れもある。長年培ってきた高度な技術などを失われることはない。事業承継はオーナー社長の社会的責任として取組むべき経営課題といえる。

中小企業の「事業承継力」(ドライバー)では、「後継者の育成期間も含めれば、事業承継の準備には5年~10年程度を要することから、平均引退年齢が70歳前後であることを踏まると、60歳頃には事業

に

×法定相続人の数となり、法定相続人が配偶者と子ども2人の場合、相続財産が4800万円を超えると相続がかかる。最高税率も50%から55%に引き上げられた。資産をより持っている人ほど相続税の負担が重くなつたといえます。自社株式など事業用資産の承継対策が必要になるため、早めに準備を始めること大切だ。

事業承継はオーナー社長の年齢や会社の事業計画などを踏まえて、「誰に、何を、いつ」を買い取るのも案だ。後継者の体質に応じて、相続するか否かの判断が重要となる。足元の業績を改善するなどの対策も必要だ。

後継者の選択肢としては、

自社株式を生前承継する際

が最も一般的だ。

一方で、相続の手続きは複雑で分かりにくい手続きをしなくてはなりません。書類の提出期限や必要書類について、分かりやすく解説します。

定例セミナー

「知って安心! 相続の手続き」開催

相続の際に複雑で分かりにくい手続きをしなくてはなりません。書類の提出期限や必要書類について、分かりやすく解説します。

日時：11月20日(火) 14:00～15:00

会場：町田駅前事務所

町田市原町田4丁目7番14号 リンズワンビル3階

*セミナー終了後、無料で相談も可能(15:00から1時間程度)

*定例セミナーは月1回の開催です。



定例セミナー、税務無料相談会の参加者に、ランドマーク税理士法人・渕田代表執筆の書籍をプレゼント

「税務無料相談会」随時開催

相続に関するご相談を専門の相談員が承ります。相続の不安を解消しましょう。当日はより具体的なご提案をさせて頂くために、下記資料をお持ちください。

・財産の概算額がわかるもの(メモ書きでも可)
・固定資産税の納税通知書
・確定申告書

セミナー・相談会の詳細、お申し込みはフリーダイヤルまでお問い合わせください。

0120-48-7271 フリーダイヤル受付時間 平日9:00～19:00 / 土曜日9:00～18:00 / 日曜日10:00～17:00

円滑な事業承継に必要なこと

対策も忘れてはならない。例えばオーナー社長が所有している事業用の土地は、一定の要件を満たすことで、400平方㍍の面積まで評価額が80万円を超えると相続がかかる。最高税率も50%から55%に引き上げられた。資産を含むオーナー社長の個人資産の相続が重くなつたといえます。自社株式など事業用資産の承継対策が必要になると評価額は下がる。

事業の承継対策に加え、オーナー社長が健在のうちに整理権株式に変更するなど、オーナー社長が健在のうちに整理権のない配当優先の無議決権株式は後継者に集約する方法には、贈与や相続の評価額を引き下げる方法は多岐にわたりか、いずれの場

るため、2018年度の税制改正で事業承継税制が拡充された。一定の要件を満たすこと

で、承継した株式について相続税・贈与税が全額猶予されるほか、納税猶予が適用される。

特例を用意できる。

このように引き継ぐのか検討し、計画的に実行していく。

M&Aによる事業承継で、相続の合理的な理由がなければ

税務当局に否認される恐れがある。

そのため、2018年度の税制改正で事業承継税制が拡充された。一定の要件を満たすこと

で、承継した株式について相続税・贈与税が全額猶予されるほか、納税猶予が適用される。

特例を用意できる。

このように引き継ぐのか検討し、計画的に実行していく。

M&Aによる事業承継で、相続の合理的な理由がなければ

</